破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３３３号
函館市西旭岡町２丁目36番地４
債務者　福森　あい
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３９９号
愛知県安城市古井町一本木１番地１　古井団地１－６－106
債務者　武富　士朗
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４７号
埼玉県行田市大字持田2587番地２
債務者　大木　敏行
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第６３号
島根県出雲市大塚町722番地１
債務者　布野　　正
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第２１３号
徳島県板野郡板野町川端字中谷山６番地　川端団地23―92、前住所徳島県板野郡上板町佐藤塚字西193番地１
債務者　和智　信人（旧姓長井）
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６１号
京都府京丹後市網野町浜詰674番地
債務者　濱出　一嗣
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第４６７号
埼玉県越谷市大字恩間705番地
債務者　村上　　歩
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４７４号
埼玉県越谷市赤山町２丁目235番地１　つくしんぼ、旧住所埼玉県草加市金明町997番地１　クレストハウス202号
債務者　長谷川裕章
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４８６号
埼玉県八潮市大字八條2793番地11
債務者　松永　恵子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４８７号
埼玉県三郷市新和３丁目107番地２　カームコテージ新和Ｂ102
債務者　小山内梨沙（旧姓古村）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４９７号
埼玉県草加市小山１丁目４番21号
債務者　佐藤　久光
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４９８号
埼玉県草加市小山１丁目４番21号
債務者　佐藤マサ子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５１４号
埼玉県八潮市緑町１丁目38番地８　サンシードＢ棟106
債務者　井上　初江
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３４６号
川崎市麻生区高石４丁目16番21―303号
債務者　二見　慶太
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３９９号
川崎市川崎区藤崎１丁目32番７号　遠井コーポ101、前住所川崎市川崎区藤崎１丁目３番７号　サンテラスひかり202
債務者　後藤　健一
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９６号
川崎市宮前区馬絹1285番地51
債務者　山本　勇一
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５４８号
川崎市麻生区上麻生６丁目31番56号　スドーハイツ201
債務者　高橋奈都季
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分　横浜地方裁判所川崎支部破産係